

## 【調査票】 レジャー用ライフジャケットについて

### ○ レジャー用ライフジャケットの定義

レジャー用ライフジャケット

→ 本調査では「川や海のレジャー等を楽しむことを目的として使用される個人用の浮力補助具」をレジャー用のライフジャケットとしております。

#### 【対象例】

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| ・ミニボート（比較的小さな船）※    | ・海岸（岸壁、防波堤など）、湖、川での釣り |
| ・手漕ぎボート             | ・海岸、湖、川での水遊び          |
| ・カヌー、カヤック、ラフティング    | ・シュノーケリング             |
| ・スタンドアップパドルボード（SUP） | ・プール                  |
- など

※ミニボート：日本の場合、船体長さ3m未満 かつ 推進機関出力1.5kw未満以下

※中型・大型船舶（総トン数20トン以上）は対象外

### ○ 調査依頼内容

- |   |
|---|
| (1) ライフジャケットの着用の法規制（着用義務・着用努力義務の有無等）<br>※年齢制限がある場合（18歳以下等）は、その情報もお教え願います。<br>※国際条約で搭載義務がある中型・大型船舶（総トン数20トン以上）は除く。 |
| (2) ライフジャケットの着用率（着用率が低い場合、着用しない理由や背景等）  |
| (3) レジャー用ライフジャケットの商品情報（多用途な商品の例）  |
| (4) レジャー用ライフジャケットの性能基準、規格、認証制度等   |
| (5) 行政機関等によるレジャー用ライフジャケットの着用の推奨の有無  |
| (6) 水難事故情報（死亡・重症事故事例、医療機関受診件数等）<br>※できればレジャーに関連するもの<br>※できればライフジャケット着用、非着用別の致死率等の統計                               |
| (7) 水難事故防止のための各国の取組、啓発活動等（特にレジャー用ライフジャケットが関連するもの）   |

調査票

(1) ライフジャケットの着用の法規制（着用義務・着用努力義務の有無等）

※年齢制限がある場合（18歳以下等）は、その情報もお教え願います。

※国際条約で搭載義務がある中型・大型船舶（総トン数20トン以上）は除く。

対象	着用義務	着用努力義務
① 小型船舶 → 主にヨット	搭載義務 (有)  プレジャーボートに関する規則 (別紙4：プレジャーボートの安全要件 (個人利用))	
② 小型船舶に該当しない船舶 → ミニボート、手漕ぎボート、カヌー、カヤック、 ラフティング、スタンドアップパドルボート	有 ・ (無)	(有) ・ 無  シンガポール港湾庁 が定めたカヌーや カヤックに関する 安全ガイドライン
③ その他レジャー → 海岸（岸壁、防波堤など）・湖・川での釣り、 海岸・湖・川での水遊び、シュノーケリング、 プール など	有 ・ (無)	有 ・ (無)

①小型船舶

→ シンガポール港湾庁(Maritime and Port Authority of Singapore (以下、「MPA」という。))が定めたプレジャーボートに関する規則（別紙4：プレジャーボートの安全要件（個人利用））

参照元：

- ・プレジャーボートに関する規則

<https://sso.agc.gov.sg/SL/MPASA1996-RG6?DocDate=20101201&ProvIds=P1I-#P1I->

- ・プレジャーボートに関する規則（別紙4）

<https://sso.agc.gov.sg/SL/MPASA1996-RG6?DocDate=20101201&ProvIds=Sc4-#Sc4->

同規則、別紙4によると、ヨットなどのプレジャーボートにはライフジャケットを搭載しなければならない。その詳細は以下の通り：

救命具の作動準備

9.-(1) プレジャーボートに搭載される救命具は、次のものでなければならない。

- 正常な作動状態に保たれていること；
- 直ちに使用できる状態であること；

(c) 容易にアクセスできる位置に置かれていること。

(2) すべてのライフジャケットは、次のものでなければならない。

(a) ラック又は座席の下に収納されていること；

(b) 明確に表示されていること；

(c) 乗船者の配置に応じて、均等に配置されていること。

#### 救命具の基準

10 港湾区域内を航行する プレジャーボートは、次の表に定める基準に応じて、救命具を装備しなければならない：

全長 (L) 単位：メートル	救命具	数量
指定なし	ライフジャケット	乗客*1名につき1枚
(L)<12	ライフブイ	1個
12≦(L)<21		2個
21≦(L)<37		4個
(L)≧37		6個
(L)<21	ライフライン	最低18メートルの長さのもの 1本
(L)≧21		最低27.3メートルの長さのもの 1本

(\*) 乗客とは (a) 船長及び乗組員、又は船内において従事する者及び (b) 1歳未満の子どもを除く  
(プレジャークラフトに関する規則 2-(1)より)

#### ② 小型船舶に該当しない船舶

→ MPAが定めた「カヌーやカヤックに関する安全ガイドライン (Safety Guidelines for Canoeing and Kayaking)」において、水上で活動している際はライフジャケットを着用するよう勧告がある。

参照元：

[https://www.mpa.gov.sg/docs/mpalibraries/mpa-documents-files/oms/harbourcraft-and-pleasure-craft-regulations/licensing-of-harbour-craft-pleasure-craft/safety-guidelines-for-canoeing-and-kayaking.pdf?sfvrsn=7a8559ff\\_0#:~:text=Person%2Fs%20intending%20to%20canoe,of%20a%20club%20or%20school](https://www.mpa.gov.sg/docs/mpalibraries/mpa-documents-files/oms/harbourcraft-and-pleasure-craft-regulations/licensing-of-harbour-craft-pleasure-craft/safety-guidelines-for-canoeing-and-kayaking.pdf?sfvrsn=7a8559ff_0#:~:text=Person%2Fs%20intending%20to%20canoe,of%20a%20club%20or%20school)

ライフジャケットに関する記載を以下の通り：

#### A. 個人安全について

1. カヌーやカヤックの使用には一定の専門知識が必要です。シンガポールの水域でカヌーやカヤックをしようとする人は、一人でカヌーに乗る前にシンガポールカヌー連盟からワンスターの認定を受けることをお勧めします。カヌーやカヤックを使用する際は、できればクラブや学校の監督のもと、グループで行動することをお勧めします。
2. 海岸から適切な距離を保つこと、海岸の近くにいること。
3. 水泳の経験がない場合は、近くにいる人に、緊急時に支援が必要であることを伝えておくこと。
4. 自分の限界を知り、パドリング中の疲労を考慮してください。
5. 投薬中や持病のある方は、ウォータースポーツに参加しないことをお勧めします。場合によっては、コーチやインストラクターにその旨を伝え、緊急時に備えて薬を携帯すること。
6. スポーツ中は適切なライフジャケット／ベストを着用すること。
7. インフレーターブルカヤックを使用する場合は、ISO 6185-1 TYPE III 規格のものを推奨します。また、インフレーターブルカヤックには以下の詳細が記載されたラベルを貼付すること。
  - (i) カヤックの製造者が推奨する、カヤックに搭載できる人員と装備品の総重量；
  - (ii) カヤックの製造者が推奨する、カヤックが積載できる最大人数。
  - (iii) カヤックが ISO 6185-1 タイプ III 規格に適合していること。

#### ③ その他レジャー

→ 海岸（岸壁、防波堤など）・湖・川での釣り・水遊び、シュノーケリング、プール など  
水遊びなどの際にはライフジャケットの着用義務はない。具体的には、川や海での水遊びや、陸上からの釣り、シュノーケリングを行う場合等は、ライフジャケット着用は法規制の対象とはなっていない。

調査票

(2) ライフジャケットの着用率（着用率が低い場合、着用しない理由や背景等）

シンガポール医療ジャーナルの2010年第51(5)号に掲載された記事によると、2002年2月から2004年1月の期間にかけて児童や青少年（0~16歳）と関連する水難事件は38件に及んでおり、そのうち9人が死亡した。水難事故38件のうち、39.5%はライフジャケットを含めた救命器具を使用しなかった。

参照元：

<http://www.smj.org.sg/sites/default/files/5105/5105a8.pdf>

## (3) レジャー用ライフジャケットの商品情報（多用途な商品の例）

## ・ Active Sports Singapore

→ 大人用ライフジャケット



釣りからカヤックやカヌーまで、様々なウォータースポーツのシーンにおいて幅広い用途で使用できる。耐久性と快適性のために高品質の生地でデザインされている。この製品には、SOLAS に認証を受けている反射パネル、センタージッパー、体にぴったりフィットする調節可能なサイドストラップが付随している。安全性を確保するため、バックル付きの調節可能な股ストラップがあり、不要な場合は取り外して内ポケットにすっきりと収納できる。この製品には外ポケットと、緊急時に使用する標準的なホイッスルが入ったインナーポーチが付属している。

## 製品仕様

浮力	生地	重量	最大重量
8.0kg	ポリエステル 300D	600g-672g	150kg

参照元：

<https://www.activesports.com.sg/item1/?modelnum=BSJ-201ARS&typeid=117>

- Activesports Singapore

→ 青少年用ライフジャケット



この製品は体重 25kg から 40kg までの青少年用ライフジャケットである。この製品は、ウォータースポーツ、キャンプ、川での水泳、ボート、釣りなど、ウォーターアクティビティーに参加する青少年のためにデザインされ、成長期の青少年が簡単に着用できるよう調整ストラップが付いている。ライフジャケットが青少年の頭上へ浮き上がらないように、太ももの周りに輪になるように股のストラップが付いている。また、緊急時のための安全ホイッスルも付いている。

#### 製品仕様

浮力	生地	推奨体重	推奨身長
6.7kg	ポリエステル 300	25-40kg	120-150cm

参照元：

<https://www.activesports.com.sg/item1/?modelnum=BSJ-212Y&typeid=116>

## 調査票

### (4) レジャー用ライフジャケットの性能基準、規格、認証制度等

シンガポールにおいてもレジャー用ライフジャケットに関する性能基準、規格、認定証制度等はない。ただし、MPAが制定したガイドライン等で以下のとおり国際規格の製品を利用することを推奨している。

ガイドライン	性能基準
①カヌーやカヤックに関する安全ガイドライン (MPA)	ISO6185-1TYPEIII
②港湾における船舶間の安全な人員移動に関するガイドライン (MPA)	SOLASの認証を受けたもの もしくはISO12402

①MPAが定めた「カヌーやカヤックに関する安全ガイドライン (Safety Guidelines for Canoeing and Kayaking)」において、ライフジャケットの性能基準について記載がある。

ライフジャケットに関する記載を以下の通り：

#### A. 個人安全について

1. カヌーやカヤックの使用には一定の専門知識が必要です。シンガポールの水域でカヌーやカヤックをしようとする人は、一人でカヌーに乗る前にシンガポールカヌー連盟からワンスターの認定を受けることをお勧めします。カヌーやカヤックを使用する際は、できればクラブや学校の監督のもと、グループで行動することをお勧めします。
2. 海岸から適切な距離を保つこと、海岸の近くにいること。
3. 水泳の経験がない場合は、近くにいる人に、緊急時に支援が必要であることを伝えておくこと。
4. 自分の限界を知り、パドリング中の疲労を考慮してください。
5. 投薬中や持病のある方は、ウォータースポーツに参加しないことをお勧めします。場合によっては、コーチやインストラクターにその旨を伝え、緊急時に備えて薬を携帯すること。
6. スポーツ中は適切なライフジャケット／ベストを着用すること。
7. **インフレーターブルカヤックを使用する場合は、ISO 6185-1 TYPE III 規格のものを推奨します。** また、インフレーターブルカヤックには以下の詳細が記載されたラベルを貼付すること。
  - (i) カヤックの製造者が推奨する、カヤックに搭載できる人員と装備品の総重量；
  - (ii) カヤックの製造者が推奨する、カヤックが積載できる最大人数。
  - (iii) カヤックが ISO 6185-1 タイプ III 規格に適合していること。

参照元：

[https://www.mpa.gov.sg/docs/mpalibraries/mpa-documents-files/oms/harbourcraft-and-pleasure-craft-regulations/licensing-of-harbour-craft-pleasure-craft/safety-guidelines-for-canoeing-and-kayaking.pdf?sfvrsn=7a8559ff\\_0#:~:text=Person%2Fs%20intending%20to%20canoe,of%20a%20club%20or%20school](https://www.mpa.gov.sg/docs/mpalibraries/mpa-documents-files/oms/harbourcraft-and-pleasure-craft-regulations/licensing-of-harbour-craft-pleasure-craft/safety-guidelines-for-canoeing-and-kayaking.pdf?sfvrsn=7a8559ff_0#:~:text=Person%2Fs%20intending%20to%20canoe,of%20a%20club%20or%20school)

②MPA が定めた「港湾における船舶間の安全な人員移動に関するガイドライン (Guidelines for Safe Transfer of Persons between Vessels at Anchorages)」の第4条では、次の詳細が規定されている。

安全な移乗に備えるため、SOLAS の認証を受けたライフジャケット、または国際 ISO12402 の認証を受けた性能レベル 100 以上を満たすライフジャケットなど、適切な個人用保護具 (PPE) の着用を強く推奨する。

参照元：

- ・ 港湾における船舶間の安全な人員移動に関するガイドライン

[https://www.mpa.gov.sg/docs/mpalibraries/circulars-and-notices/port-marine-circulars/-pc20-034.pdf?sfvrsn=dde1bc35\\_0](https://www.mpa.gov.sg/docs/mpalibraries/circulars-and-notices/port-marine-circulars/-pc20-034.pdf?sfvrsn=dde1bc35_0)

- ・ ISO12402 性能基準

<https://www.tal.sg/wshc/-/media/tal/wshc/resources/publications/checklists-and-articles/files/proper-selection-and-use-of-life-jackets-can-save-lives.ashx>

調査票

(5) 行政機関等によるレジャー用ライフジャケットの着用の推奨の有無

MPA が 2023 年 12 月 15 日付で発表したプレスリリースでは、海でレジャー活動を行う際に個人の安全を守るよう呼びかけました。ライフジャケットの着用に関する記載を次のとおり抜粋した：

カヌー、カヤック、ジェットスキー、セーリング、ウィンドサーフィン、ボートなどの水上活動に参加する個人は、適切な救命胴衣を着用し、これらの器具が良好な状態で作動することを確認してください。水上活動に従事する前に天気予報を確認し、注意を払ってください。また、水上活動を続行する場合は、安全ガイドラインを守り、緊急時の手順を理解し、適切な安全装備を身に付けてください。

参照元：

<https://www.mpa.gov.sg/media-centre/details/staying-safe-at-sea-during-the-year-end-holiday-season-2023>

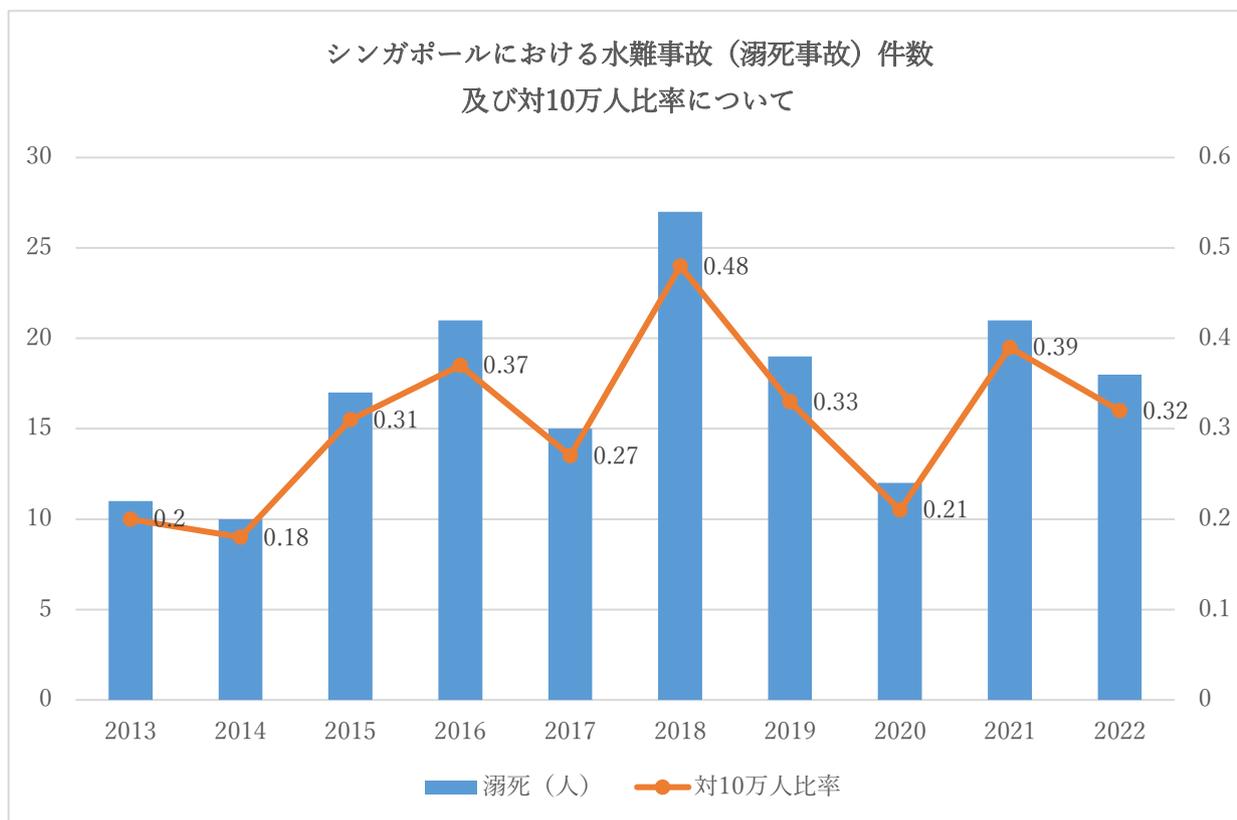
調査票

(6) 水難事故情報（死亡・重症事件事例、医療機関受診件数等）

・シンガポールライフセービング協会(Singapore Life Saving Society)

→ シンガポールにおける水難事故（溺死事故）件数及び対10万人比率について

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
人 口 ('000)	5,399.2	5,469.7	5,535.0	5,607.3	5,612.3	5,638.7	5,703.6	5,685.8	5,453.6	5,637.0
溺 死 (人)	11	10	17	21	15	27	19	12	21	18
対 10 万 人比率	0.2	0.18	0.31	0.37	0.27	0.48	0.33	0.21	0.39	0.32



参照元：

[https://www.slss.org.sg/\\_files/ugd/58cded\\_404ade230ce74e55bdadd0bd3a4c086c.pdf](https://www.slss.org.sg/_files/ugd/58cded_404ade230ce74e55bdadd0bd3a4c086c.pdf)

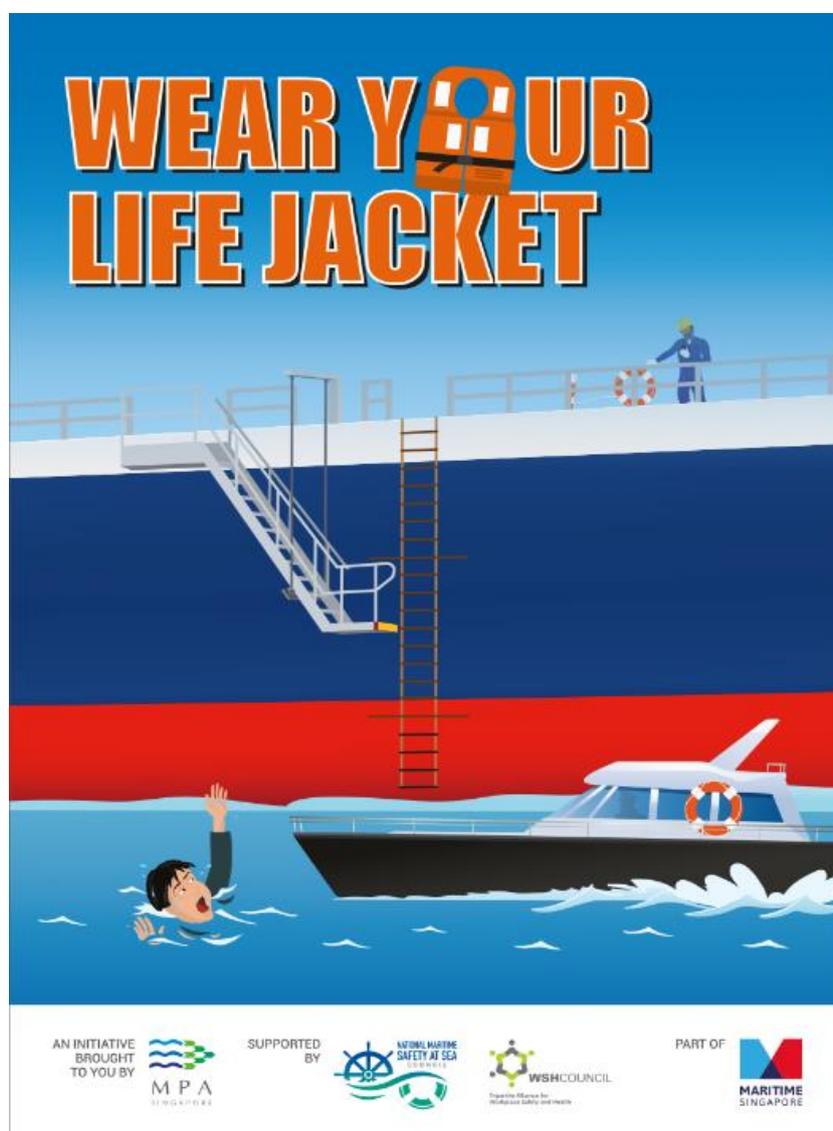
(7) 水難事故防止のための各国の取組、啓発活動等（特にレジャー用ライフジャケットが関連するもの）

・ 注意喚起、啓発活動

MPA は海事産業の従業員やウォータースポーツをおこなう一般大衆向けに各種の啓発活動を行っており、自らの H P にて水上活動を行う際の安全維持について多種多様の啓発資料を掲載している状況である。下記のリンクより MPA が掲載している啓発資料を確認できる。

参照元：

<https://www.mpa.gov.sg/port-marine-ops/port-safety-security/safety@sea-singapore/safety-resources>



MPA が啓発活動の一環として配布する、ライフジャケットの着用を呼びかけるポスター